

嘉手納町公告

嘉手納町地域公共交通計画策定基礎調査業務を下記の要領により実施する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

嘉手納町長 當山 宏

嘉手納町地域公共交通計画策定基礎調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

嘉手納町地域公共交通計画策定基礎調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、嘉手納町における地域公共交通計画を策定する上で重要となる町民の意向、地域交通を取り巻く問題及び課題を抽出、集約、整理し、公共交通に関する計画策定に向けた基礎調査を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「嘉手納町地域公共交通計画策定基礎調査業務 仕様書」に記載のとおり

(4) 業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため 1 事業者（1 グループ）に委託することとする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日(金)まで

(6) 提案上限額

委託金額は、11,506,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

(7) 担当部署及び書類提出先

嘉手納町企画財政課 担当：山城

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL：098-956-1111(内 233)

FAX：098-956-9508

Mail：kikakusuishin@town.kadena.okinawa.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア グループ構成での応募も可とする。

イ グループ構成で応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。

ウ グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ 1 グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）。
- エ 宗教活動及び政治活動を目的としていないものであること。
- オ 嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- カ 公告日現在で、沖縄県内に本社、支社又は事務所等があること。
- キ 過去又は現在において、同一又は類似する業務実績を有すること。
- ク 国税、県税及び市町村税について未納のないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和 7年 6月16日（月）
イ 参加申込書提出期限	令和 7年 6月25日（水）正午まで
ウ 質疑書提出期限	令和 7年 6月25日（水）正午まで
エ 質疑回答	令和 7年 6月27日（金）
オ 企画提案書提出期限	令和 7年 7月 2日（水）正午まで
カ プレゼンテーション	令和 7年 7月16日（水）
キ 審査結果通知・公表	令和 7年 7月18日（金）（予定）

(2) 参加申込書の提出

本件に参加する場合は、参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申込書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和 7年 6月25日（水）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加申込書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書（様式第2号） 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（7）に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質問書（様式第4号）により受け付ける。

ア 提出期限 令和 7年 6月25日（水）正午まで（必着）

イ 提出先 1（7）に同じ。

ウ 提出方法 電子メール又はFAX

質問書（様式第4号）を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：地域公共交通：＋送信年月日[yyyymmdd] ＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和7年6月25日に質疑書を送付した場合

地域公共交通：20250625 株式会社△△△△

エ 質疑への回答 質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールを送付する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和 7年 6月27日（金）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和 7年 7月 2日（水）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 業務受注実績表（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 配置予定者調書（様式第6号ー1、様式第6号ー2）

③ 企画提案書（様式第7号）

企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式第8号）

ウ 提出部数 正本1部（代表者押印のもの） 副本7部（正本の写し）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（7）に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申込者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和7年7月7日（月）までに電子メールにより通知する。

カ 参加申込者が1者のみのときは、プレゼンテーションを実施し、その点数が5割以上のときには、優先交渉権者として決定する。

（3）プレゼンテーションの実施

ア 開催日 令和7年7月16日（水）午後2時開始を予定
提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、7部用意すること。

④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクター及びスクリーン、または液晶ビジョンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。

⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

（4）結果通知

評価結果は、令和7年7月18日（金）（予定）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 提出書類の取り扱い

（1）提出書類に係る著作権の全ては、契約締結に至った企画を除き提案者に帰属するものとする。ただし、本町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（2）本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部

分を除き、嘉手納町情報公開条例（平成14年7月2日嘉手納町条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

（3）提出書類は一切返却しない。

7 その他

（1）企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

（2）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

（3）企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

（4）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（5）提出された資料は、返却しない。

（6）審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

（7）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

別紙 審査基準

これを基本とするが、変更することもあります。

評価項目		視点
技術評価	企業の実績及び業務体制 (能力評価)	企業実績、信頼性など
		人員配置、支援体制、経験年数など
	企画提案の内容	企画内容、情報収集能力、地域性の理解度など
価格評価	見積金額の妥当性	提案された人員体制、調査分析手法に対する見積金額の妥当性
	提案上限額との適否	1－（６）との比較

※価格点の算出において、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで算出する。